

## 寛永八年版『庭訓往来註』について

小木曾 千代子

### はじめに

ここに取り上げた寛永八年に出版された『庭訓往来註』は、江戸期に数多く出版された『庭訓往来』注釈書の嚆矢的立場にあり、その後の注釈書に対して大きな影響を及ぼした<sup>〔1〕</sup>。そのような書でありながら作者名は不明である。そこで、小稿は、この『庭訓往来註』がそれ以前の『庭訓往来』の注釈書とどのような関係にあるのかを探り、本書の特色を明らかにし、その面から作者像が浮かぶことを期待したものである。なお、小稿が対象とする一本は、横山重氏が所蔵され、後に長谷川端氏が古書展にて買い求められ、近年、稿者が賜ったものである。小稿では旧蔵者に因んで「長谷川本」と称する。

## 一、長谷川本の書誌

庭訓往来註 上下二巻二冊 整版 寛永八年刊 出版者不明

〔書名〕

上下二巻本。上巻は一月より四月往状まで、下巻は四月返状より十二月返状までである。外題は、上下巻とも題簽を欠き未詳。上巻一丁表に序題「庭訓往来序」、二丁表に巻首題「庭訓往来註上」、四十九丁表に尾題「庭訓抄卷之上終」。下巻一丁表に巻首題「庭訓往来註下」、五十五丁表に尾題「庭訓鈔卷之下終」、版心書名「庭訓抄上(下)」。巻首題を採って本書の書名を「庭訓往来註」と称することは、先学<sup>(2)</sup>に於いて定着している。後方で紹介する本に原題簽が残っていて「庭訓往来註上」とある。なお、上述した「往来」・「往来」・「抄」・「鈔」の表記違いは原のままである。原の表記を生かせば書名を「庭訓往来註」と表記すべきである<sup>(2)</sup>が、通行の書名表記「庭訓往来註」を踏襲する。なお、原本の「註上」と「註下」の文字は大きさが異なる。

〔刊記〕

下巻五十五丁裏中央に「寛永八年八月吉辰日」とある。

〔装訂〕

表紙は栗皮色。四つ目綴じ。上下巻共に相当に擦れた状態。下巻綴じ糸に切れた箇所がある。

寛永八年版の異版(二)・異版について(参照)に於いても栗皮色の表紙、上下二冊本であり、多少の違いはあるものの美濃判縦型の版型など外形は、一見、寛永八年版と区別がつかない。

## 「書式」

『庭訓往来』の各月の各状ごとに先に本文を掲げ、その後に施注語を摘記し、漢字片仮名交じりの注が、本文よりやや小さめの字で刻んである。状本文は一面十八字詰め、九行、注釈部分は文字に大小があり一定しないがおよそ二十五〜二十七字詰め、二十五行。施注語の頭には丸印を付す。上巻が四月往状までであるのは、注釈量が偏っているためである。

## 「寸法」(上巻)

表紙(痛みの少ない中央を測定) 縦二十七・七糎 横十八・八糎

匡郭(四周单边) 縦二十一・九糎 横十七・二糎

## 「蔵書印」

上巻第一紙の序題「庭訓往来序」の下方に丸印。印面中央に「専徳寺」、右に「越後」、左に「西海」と三行に刻んだ黒印を横匡郭上に押し、印の右方は見返しに掛かる。すなわち割印である。丸印の下方に「専徳寺蔵」と楷書体で墨書。四十九丁表の尾題前の余白下方に巻首のと同じ丸黒印。裏表紙の見返し喉寄り下方に「よこ山」の单边長方朱印。「越後西海」はかつて新潟県西頸城郡にあった村。現在は糸魚川市。

下巻も上巻同様第一紙の同箇所と同じ丸印と墨書があり、その右手見返しに上巻と同じ「よこ山」の朱印、五十五丁表尾題前の余白に同じ丸黒印。五十五丁裏の刊記の左下方匡郭に沿って「赤木山」の单边長方朱印。

## 「その他」

虫損少なく、版面は美。小口書「上(下)庭抄」と墨書。利用頻度の高かったことが角の痛み具合から分かる。

長谷川氏注文の帙(芥子色)を備える。

## 二、異版について

この『庭訓往来註』に異版のあることは既に吉井始子氏が指摘している。<sup>3)</sup> 吉井氏は

一 寛永八年板 田中博士所蔵本

二 寛永八年板・寛永十六年板系統

三 無刊記版 亮愈本・敦賀屋本系統

と、三種の系統を紹介された。氏の研究を元に稿者の調査分を加えて説明を進めたい。

吉井氏は、自身の家蔵本について研究を進められ、上巻十四丁裏の三月往状の日付が「三月七日」とあるものと「三月 日」と空欄になっているものとがあり、また、この面に限ってみれば第一行三字目「隨」の「月」の部分「日」とあるものと「月」とあるものとに分かれ、第三行三字目「傍」のつくりが「立」に「方」、第六行目「謹」の横線が一本足りない等の違いがあると述べられた。また、読み仮名の濁点の打ち方にも違いがあると述べているが、その例示は挙げられなかった。氏が対校本に用いられたのは、田中初夫氏の蔵書で「田中本」と称して稿を進められた。吉井氏が指摘された相違点を長谷川本で確認したところ、長谷川本は、田中本と一致する。稿者が手元で見ることの出来た『往来物大系第8巻』（石川松太郎氏監修、大空社、一九九二年）所収「謙堂文庫蔵本」、『古典資料12庭訓抄』（鈴木棠三氏解題 すみや書店、一九七〇年）所収「国会図書館蔵本」も田中本と一致する。この状況から「三月七日」とある版が正しい版として流布し、「三月 日」と空欄になっている吉井本が特異な版との推測が可能に思われるが、この推測は早計のようである。吉井氏は、吉井本の覆刻版と考えら

れる寛永十六年版を紹介している。

東京家政学院大学図書館には寛永十六年版が二部蔵されている。共に吉井氏寄贈本である。一部は、上下巻を合綴したもので吉井氏が紹介されたものである（小稿ではa本と略称する）。もう一部は上下二冊本。おそらく吉井氏は、論文発表後に入手されたのであろう（b本と略称する）。ちなみにb本には「岡田眞之藏書」の朱印を押す。今、b本を紹介すれば栗皮色表紙の上下二冊本。寸法も八年版とほぼ同じで、八年版と見間違つ外形である。下巻五十五丁表尾題の後に「寛永十六日<sup>マ</sup>卯霜月吉辰日」の刊記。三月往状の日付は「三月 日。」「日」上部の空白部分に墨で「七」と補つ。なお、a本は空白のままである。稿者の知る限り「三月 日」とある本文は存在しない。故に八年版吉井本の版下の不備によるものかと推測したもの、不備であれば覆刻の際、「七」の字を補わなかつた理由が不明である。十六年版は、八年版とは刊記の位置が変えてあり、その変える手間に較べれば「七」一文字を補つことはたやすかつたであろうが、「三月 日」のままなのは不備ではなく「三月 日」と伝える「庭訓往来」の伝本に依つた可能性もある。なお、以後の出版に於いて「三月 日」と空欄のものは、稿者未見。ここに、寛永八年版の『庭訓往来註』に吉井本系と田中本系の二系列が確認できた。稿者は田中本は未見であることから小稿では田中本に替えて長谷川本を以て稿を進めたい。

さて、寛永八年版の長谷川本と吉井本は、上記の如く異版であることは明らかながら、下巻は同一版である。両本の特徴が完全に一致する。例えば四十一丁表の下辺匡郭に注目すると二行目行末の文字「平」の縦線が匡郭に掛かり、匡郭が三角形に削られてあり、七行目の行末文字「皆」の下方部分は匡郭に重なることから匡郭が文字の左右で切り取つてある。また、九行目の「ス」、十行目の「ノ」、十一行目の「テ」の各左に伸びた部分が匡郭に掛かつていてその部分の匡郭が削り取つてある等、版面の在り様が重なる如く一致する。この面に限らず、

文字と匡郭の関係は全て一致し、上記謙堂文庫藏本や国会図書館藏本とも一致する。上巻は、下辺匡郭の状態が同じような箇所もあり、全く異なる箇所もある。

この寛永八年版の版下とつながりがあると思われるものの、上記十六年版とは異なる版のものが二部存在する。やはり、吉井氏寄贈の東京家政学院大学図書館藏本である。一部は、亮愈なる人物の識語があることから吉井氏が亮愈本と称したものである。亮愈本は、栗皮色表紙の上下二冊本で形態は長谷川本、吉井本と全く同じである。字形も同じであることから版下を同じくしていることは明らかである。三月往状の日付は「三月七日」とあり、長谷川本と同じである。しかし、亮愈本には印刷上の独自な点がある。吉井氏は、下巻五十一丁表に二箇所、行末の文字が下辺匡郭内に収まりきらず匡郭を鍵形にとびださせてあることを指摘された。実は、このようなはみ出しは上巻にも存在する。四十九丁表四行目の行末文字は「屋」、次の行の末字は「招」で「マ子キ」と振り仮名がある。その部分の長谷川本や吉井本は「キ」の斜線の先端が匡郭に掛かるため、匡郭を多少削って文字を収めている。これに対して亮愈本は「屋」と「招」の下の匡郭を少しばかり鍵形に下げてこれらの文字を収めている。この上下巻の鍵形の匡郭は、亮愈本が長谷川本等寛永八年刊の刊記のある版とは異なる版であることを示す証である。また、これほどの大きさのみ出しではないものの、下辺匡郭を見較べると上巻に於いては長谷川本に近い箇所も吉井本に近い箇所もあり、下巻に於いても完全に一致はしない。本書には刊記がないことからその出版年は未詳ながら識語が上下巻に残されており、識語の一部に次のようにある。

(上巻) 于時寛永十八ノ二月十二日二巻 亮愈(花押)

(下巻) 于時寛永拾六曆ノ夏中下旬 亮愈(花押)

吉井氏は、この上巻・下巻は書誌的観点から同時に刊行された上下二巻二冊本と推定され、その刊行は寛永八年

より十六年の夏までの間と推定された。刊記のない点は惜しまれるものの、本書は、原題簽を保持している点に於いて極めて貴重な存在である。表紙左に刷り題簽で「庭訓往来註上」とある。下巻は欠。

もう一部は吉井氏が敦賀屋本と称したものである。それは、三月往状の日付、上下巻の匡郭はみ出しの諸点に於いて亮愈本と一致するものの、独自に木記が存在する。木記は、裏表紙見返し左下方に子持枠で「京四条坊門通 敦賀屋久兵衛」とある。なお、木記内に「智」「門」構えに「工」の書き入れがある。吉井氏は、敦賀屋久兵衛の出版活動から見て本書は「寛永年間の刊行と考えてよいであろう」と推定された。また、補修された表紙の下に亮愈本と同じ表紙があり、同じ題簽が残っているとのことである。<sup>4)</sup>

ここまでの諸本を整理すると次のようになる。

|           | 長谷川本       | 吉井本        | 亮愈本        | 敦賀屋本          |
|-----------|------------|------------|------------|---------------|
| 題簽        | (未詳)       | (未詳)       | 庭訓往来註上     | 庭訓往来註上        |
| 刊記        | 寛永八年       | 寛永八年       | (無刊記)      | (無刊記)         |
| 出版者       | (未詳)       | (未詳)       | (未詳)       | 京四条坊門通/敦賀屋久兵衛 |
| 三月往状日付    | 三月七日       | 三月 日       | 三月七日       | 三月七日          |
| 上巻匡郭はみ出し  | 無し         | 無し         | 有り         | 有り            |
| 下巻匡郭はみ出し  | 無し         | 無し         | 有り         | 有り            |
| 匡郭寸法(上巻糲) | 二二・九×一七・二二 | 二二・八×一七・〇〇 | 二二・二×一七・一九 | 二二・一×一七・二五    |

上巻のみの比較になるが、同一版本による印刷でも後印本ほど匡郭の寸法が縮まるのであれば亮愈本が最も早い印刷ということになるけれども、この程度の差は乾燥など保存状況によると考えられ、印刷順序の決め手にはならない

であろう。ただ、亮愈本の表紙寸法は二七・九×一九・三糎で、長谷川本の二七・七×一八・八糎に対してやや大きいことは見た目にも明らかである。

ここに版下を同じくすると推測される三種の『庭訓往来註』が存在するものの、どのようにして長谷川本、吉井本、亮愈本・敦賀屋本の形に至ったのかは未詳である。元和版と推定される無刊記整版本の存在が言われもしているが、その存在の確認はできていない。

### 三、古注の紹介

今回取り上げた寛永八年版の『庭訓往来註』以前に成立したと考えられる『庭訓往来』の注釈書を「古注」と称することとして、それらについて簡単に説明しておきたい。現在、稿者が理解しているのは三種類である。

#### 真名抄

「真名抄」はその名称のとおり、『庭訓往来』の本文を適宜区切り、注を真名の双行で施す。各伝本に特定する書名は付けられていない。真名抄であることから「真名抄」と呼称して仮名書きの注釈書と区別する。従来、「旧抄」と呼称されることがあった。稿者が調査した伝本は十数本に及び、このうち国会図書館蔵の一本のみ所蔵者による「佐貫注」の呼称がある。諸本を見較べると本文にも抄の部分にも若干の異同があり、二系統に大別できるが更に細かく分かれるであろう。「真名抄」の成立は、今のところ未詳。ほとんど室町末までの書写。一本のみ慶長十二年の書写年を明らかにする（静嘉堂文庫蔵）。

#### 私記



『私記』は『庭訓往来』の本文は持たず、施注語を摘記し、注を漢字片仮名交じりで記す。稿者が知る伝本は、天理図書館蔵本『庭訓私記』天正十年（一五八二）写と東京大学史料編纂所蔵本『庭訓往来私記』慶長三年（一五九八）写の二本である。本文に多少の違いがある。天理本は、『竹柏園蔵書志』（佐佐木信綱氏編、一九三九年）に奥書部分の写真入りで紹介があり、史料編纂所蔵本は、昭和十六年の影写本で、原本所蔵者は別である。

前田尊経閣文庫蔵『庭訓往来抄』

本書は、施注語を摘記し、注を漢字片仮名交じりで記す。形式は『私記』と同じながら、内容は「真名抄」に「批判修訂を加えたもの」（石川謙氏『古往来についての研究』一一三頁、大日本雄弁会講談社、一九四九年）であると見られている。本書について稿者は、まだ、その性格を紹介できる段階に至っていない。書写年代は未詳。江戸初期前後か。「相賢案」の付箋・書入がある。相賢は清原氏の人物かと推測するものの確証はない。同種の伝本は他に不明で、現在孤本。

右に紹介した三種の他に古活字版について説明しなければならない。

古活字版

実は今回取り上げた寛永八年版『庭訓往来註』には前身がある。『庭訓往来註』の注釈部分は既に古活字版で出版されているのである。古活字版は『庭訓往来』の本文は持たず、施注語を摘記して注を漢字片仮名交じりで施す。一見するところ「寛永八年版」の注釈内容は「古活字版」そのものである。故に「寛永八年版」は、「古活字版」に『庭訓往来』の本文を加えて出版したものと考えていたが、対校してみると多少の異同がある。しかし、古活字版には異版があり、異同は、稿者が用いた版とは異なる版に依るためかも知れない。今後の調査課題である。

伝本に東洋文庫蔵本（改装外題『庭訓抄』）がある。『国書総目録』によると「古活字版」は、東洋文庫のほか龍谷大学、阪本龍門文庫（下巻のみ）、旧安田文庫が所蔵する。稿者は、龍谷大学蔵本を展覽会場にて目にする機会があった（『日本出版文化史展』<sup>96</sup>京都）於京都文化博物館、一九九六年二月）。当本は、四周双辺で半葉十二行であり、東洋文庫蔵本が四周単辺、半葉十三行であるのとは異なる版である。稿者未見の阪本龍門文庫蔵本は、同文庫の『善本書目』によると龍谷大学本と同版のようである。川瀬一馬氏著『古活字版之研究』に著者蔵本の図版が掲載しており、それも四周双辺十二行本である。東洋文庫蔵本のような四周単辺、半葉十三行本について『古活字版之研究』は触れていない。十三行本と十二行本の違いは行数が異なるだけでなく、字詰めも「毎行約二十六字」（『岩崎文庫貴重書書誌解題』二九〇頁）に対して二十四、五字であり、また、文字の異なる箇所が僅かながら見られる。一、二の例を挙げると二丁表の内題『庭訓抄卷之上』が「庭訓鈔卷之上」と、施注文二行目「諸郷達」が「諸郷達」とある。古活字版は「元和・寛永頃の刊行」（『古活字版之研究』七二頁）と考えられている。

#### 四、序文の特色

さて、この『庭訓往来註』（以下「寛永八年版」と略称）は、それ以前の『庭訓往来』の注釈書すなわち古注と比較してどのような特色があるのか探っていくこととする。なお、『寛永八年版』の前身として「古活字版」が存在することは上に紹介したとおりである。よって、『寛永八年版』の特色を探ることは「古活字版」の特色を探ることでもあることを確認しておきたい。今回、比較する古注は「真名抄」と「私記」の二種とする。始めに序文について見ていきたい。『庭訓往来』は二十五通の書状で構成されている。すなわちその書状が『庭訓往来』

の本文である。当「寛永八年版」は、それら本文の施注に先立つて巻頭に序文を加えているので、まず、その序文を見ていくこととする。

### 凡例

序文全文を左記に紹介する。

字体は一部を除いて現行字体に改め、私に句読点を打った。

振り仮名の位置が原本と多少異なるものがある。

振り仮名・付訓に疑問のある場合も原本のままとした。

振り仮名の繰り返し符号「〜」は「ヽヽ」で示した。

丁数は 才、ウの如く示した。

説明上私に改行し、番号を付した。

### 1 才

#### 庭訓往来序

夫レ仏レ法レ王レ法レヲ修ムル事ハ仁義礼智信ヲ宗トス。竊ニ以レハ從レ文レ武レ之レ二レ字一興テ五常之源ヲ顯シタリ。故何ト者レ文者仁義礼之三列ヲ兼子、武者智信之一儀ヲ示ス。爰ヲ以テ三國傳燈ス。所謂文者レ仏法ヲ建立シ滅罪生善之巨益也。武者是レ王法之莊ヲ也。強敵ヲ靜メ、國衛ヲ護念シ、群集ヲ糺也。就レ中、文道ヲ嗜者ハ八月氏ノ照舞震且ノ魏文、日域ノ聖德也。是等ノ先德ハ依レ文世屬ヲ刷フ也。為レ文盛則八又王法昌也。為レ文猛則八國家弥豐饒也。頗武士八惟レ、天地陰陽相生ノ時八衆人無レ病。勵マシテ可レ學八文、嗜不捨八武也。

中比、天台山二独ノ学匠在。名ヲ玄恵法印ト云。生国八羽州人也。久ク比叡山ニ学特シケリ。  
 或時、禁中へ被レ召、年来之学一ウ問ニ奇特有事ヲ御所望有レ之刻、庭中ニテ一巻ノ書札ヲ染筆ス。  
 見給八十二月ヲ兼而、潜ニ法度ヲ顕ス也。

御門、此ノ文ヲ觀覽在テ則チ庭訓往来ト名付給ヒシ也。  
 王法世法森羅万像八如星列ニカ、如ニ日月明ニカ也。末世ノ諸人、以ニ此抄ニ為鏡、仁義礼智信ヲ覺エン。猶々  
 愚昧ノ教言ノ為注シ功能ヲ加ヘタリ。身終マテ莫ニ忘失ニ而巳。

「古活字版」（東洋文庫蔵本）との異同

序文に於ける「寛永八年版」と「古活字版」との異同は次のとおりである。

1 行目「庭訓往来序」の序題は「古活字版」に無し。

5 行目「震且ノ魏文」は「震且ノ山魏文」

6 行目「頗」は「頗ル」

8 行目「禁中へ」は「禁中ニ」

極めて僅かな異同ではあるものの全くの同文ではない。殊に「庭訓往来序」と序題を置いたことは、体裁を整えて「寛永八年版」を出版したいという編者の姿勢の表れであろう。また、「震且ノ山魏文」の「山」を取り除き、前後の文章の調子を整え、振り仮名が断然多くなっているのは読者層を考えてのことであろう。しかし、上に挙げた「寛永八年版」の「古活字版」との異同が異版の「古活字版」に依つたための現象とも考えられる。稿者は異版の調査に至っていないのでここでは「古活字版」との異同として指摘しておく。

## 序文の特色

ここに記された事柄は「寛永八年版」の主張ではあるものの「古活字版」をそのまま引き継いでいることから「古活字版」の主張でもある。文章は までと 以下とに大別できよう。の部分は、序文（本書と言い換えられようが）執筆者の思想を述べたものである。「仏法王法」を統治するのは「仁義礼智信」であると述べている。すなわち仏教も王法も儒教を大本とするのが最善であると述べているのである。に至って「庭訓往来」の作者に触れ、で「庭訓往来」成立の由来を説き、で末世ノ諸人はこの抄を鏡として仁義礼智信を学ぶことを勧め、そして「愚昧ノ教言ノ為注シ功能ヲ加ヘタリ」と注釈執筆の動機を述べて「莫忘失而已」と文を閉じている。この叙述から注釈は少なくとも儒教を第一義とする知識人の筆と考えられるが、この点は施注内容と合わせて検討したい。なお、にある玄恵法印の生国を羽州とする点是他に見えない情報である。この情報の典拠が判明すれば「寛永八年版」それは「古活字版」とも言い換えられるが、その執筆者に近づくことができるであろう<sup>6</sup>が未詳である。

ところで、「真名抄」にも「私記」にも、特に「序」とは断っていないが序に相当する記述は存在する。しかし、「私記」には、右の 以下の作者や成立の由来等の記述はあるものの、に相当する記述は存在しない。一方、「真名抄」には に相当する記述も存在する。序文の構造としては「真名抄」に似ている。勿論、で語られている内容は異なるのであるが、両序文の構造の類似は注意点と考える。

## 五、注の特色

次に「寛永八年版」の注の特色を見ていきたい。今回は、正月往状・返状の注を紹介し、その注がそれまでの「庭訓往来」の注釈書すなわち古注とどのような関係にあるのかと言つ観点からその特色を見ていくこととする。

正月往状・返状の注を紹介することは、すなわち注釈部分の全文翻刻である。原本は、各状の第一番目の施注語には付されていないが第二番目以降には施注語の頭に丸印を付して施注語であることを分かりやすくしてある。ここでは私に各施注語に番号を付し、改行した。翻刻の方針は、先の序文と同じである。「エボシ」・「エボシ」の他、疑問の箇所も原のままである。また、私に句読点を打ち、丁数の表示は省略した。今回、比較に用いた古注は次のものである。<sup>7)</sup>

「真名抄」 東洋文庫蔵 「庭訓之鈔」 「真名抄」と略称

「私記」 天理図書館蔵 「庭訓私記」 「私記」と略称

なお、施注文に於いては「古活字版」との間に異同はなく、あるのは表記違いや誤植である。

## 注の紹介

## 【一月往状】

1 春始<sup>ハルハシメ</sup>ノ御悦<sup>ヨロコビ</sup>ト云事、正月朔日<sup>ハルハシメ</sup>ノ御節会<sup>ミツエ</sup>也。子ノ日<sup>コノヒ</sup>ノ祭<sup>マツリ</sup>ト云リ。彼祭<sup>タイリ</sup>八内裏<sup>ヤチノウラ</sup>ニテ諸卿<sup>シロノキミ</sup>達<sup>ツグ</sup>集<sup>ツク</sup>テ二枝<sup>エダ</sup>ノ松<sup>マツ</sup>ヲ面々<sup>オモオモ</sup>ニ持<sup>テ</sup>テ一日<sup>イツニチ</sup>ノ辰<sup>ツクシ</sup>ノ時<sup>トキ</sup>ニ神歌<sup>カミウタ</sup>ヲ詠<sup>ユ</sup>ヒ政<sup>マツリ</sup>ヲシ給<sup>ル</sup>フ也。根引<sup>ネヒキ</sup>ノ松<sup>マツ</sup>ナレバ子<sup>コ</sup>ビキト云ント子<sup>コ</sup>ノ日<sup>ヒ</sup>ト云ナリ。是<sup>コト</sup>ヲ春<sup>ハル</sup>ノ始<sup>ハシメ</sup>

ノ御悦ト云ツゞケタリ。

2 貴方ニ向テ祝ト云ハ、其年ノ遊年ノ方ト云方アリ。其方八目出度方也。彼方ヨリ年徳来ルト也。去レハ正月ノ神八女體也。盤古大王ノ乙姫ナリ。本地文殊師利菩薩ナリ。正月ノ神ト成給フ。名ヲ八待達神ト申奉ル。彼神ノ遊ビ玉フ方也。彼方ニハ正月ニハ疾ク向テ一切ノ祈誠ヲスル也。去程向ニ貴方ニトハ云。

3 富貴万福猶以幸甚ト云事モ、ツゞシミ政ヲスレハ如レ此富貴万福幸ヒ甚アリト也。甚ト云ハイクバクト云ントテ也。

4 抑歳初朝拝者、抑ト云詞シバラクト謂言也。歳ノ初ノ朝拝ト云事ハ正月一日ニ先神明ヲ拜ム也。

5 朔日トハ、ツイタチ元三八三日也。凡正月一日ヨリ七日迄ハ異名アリ。一日ヲ鶏日ト云、二日ヲ狗日と云、三日ヲ猪日ト云、四日ヲ羊日ト云、五日ヲ牛日ト云、六日ヲ馬日ト云、七日ヲ人日ト云ナリ。各此七日ノ間ニ畜獸出来也。毎ニ皆恙ナク政事存在也。取分七日ヲ人日ト云事ハ人ノ成始リタル日ナリ。五節供ノ第一トスル也。

彼糝ヲ食スル事万草成長ノ故ナリ。或説ニ曰ク、昔天竺仏性国ニ一ノ大外道アリ。名テ大曇王ト云リ。三界ニアラユル所ノ大外道也。仏神三宝王法ヲ穢シ妨ル者也。ソノ国ニ在ス加璃帝王ト申ス彼王、此曇王ヲ責メ殺

テ肉ヲ還丹ト云薬ニ練テ国土ノ人民ニ与ヘ玉フ。是ヲ食服スルニ人民悉ク若キニ帰リ、病アル者ハ即治ヘ、其ヨリ国土豊饒ニシテ長命富貴也。其ヨリ請ケ続テ三国ニ是ヲ用ナリ。七日ニ七種ノ糝スル事、彼大曇王カ肉皮

ヲ切集テ肉還丹ニセシ姿也。是ヲ五節供ノ始ニシテ一切ノ人民ノ命ヲ延ルト也。摠ジテ五節供ハ曇王カ政事ナリ。正月七日ヲ人日ト云ヒ、三月三日ヲ仙源ト云、五月五日ヲ八端午ト云、七月七日ヲ七夕ト云、九月九日

ヲ八重陽ト云フナリ。皆々其日々々ニ子細アリ。

6 被駈催入々子日遊之間ハ、会也。或説ニハ吾朝ニ日ヲ遣フ事子ノ日ヲ始ニ用力故ニ正月一日ヲ祭ト云ナリ。

諸卿内裏へ集テ歡喜会ト云節会ヲシ給フナリ。子細八日本紀ニ在レ之。

7 将又楊弓雀、楊弓ハ公卿ノ御弓也。アツチヲ九ノ杖ニコシラヘテ広縁ナトニテ射也。ユンホコハ三尺六寸也。

雀小弓ト八殿上人ノ態也。ユミノホコニ尺七寸ナリ。的ヲ四寸ニシテ中ニツリ五間口ヲイテ射也。

8 笠懸ノ事、馬場ヲ二町半町ニ拵テ中ニ溝ヲ堀通スナリ。溝ノ上下ニ馬打入ノ大溝ヲホル。其ヲアゼリト云ナリ。

足入ノナリハ三隅ニスル也。弓法ノ大事是也。アツチヲ最中ニ築テ的ヲ懸ル也。可秘也。

9 小串之会ハ、大弓也。武士モ射ナリ。紙ヲ四ニ疊テ六寸ノクシニ挟テ立ル。遠近八家々ニ依テユン杖ハ定ル也。

10 草鹿ト云事ハ、木ニテ作ル鹿也。又鷄ノ形ヲ作テ雉ノ羽、山鳥ノ引尾ナトサシテ馬場末ヨリ打ヲガミタテマツ

テ射ナリ。片夕田舎ニ見コト希ナリ。芥鷄ヲタ、カハシムルト云リ。公家ノ君達ノ態也。

11 円物ノ事、マトハ鞆ノ如シ。上中下アリ。上八一尺二寸、中八九寸、下八七寸ナリ。七杖ニアツチヲ築也。去

レハ近キ物ヲ円物タケト云事是程也。

12 三々九ノ手夾ト云事、何ノ弓ニモ有也。九度ノ礼儀アル也。

13 八的ト云コト、馬場ヲ六町ニ拵ヘ、マトヲ立ル也。是ヲ八馳ト名ク。馬上ニテ射也。三騎ニテ射ト云説アリ。

人間ノハ苦ヲ射破ルト云リ。仏法ノ奥蔵ヨリ起レリ。

14 不能ノ腐毫、腐毫ト云ハチビタルフデ也。又毫ハフテト読ム也。様筆ト云ハ備ヘ立テタル筆ナリ。隨筆ト云

筆ヲツカヒ入テ快ク成ヲ云也。フデハ天竺ニ毛燕ト云フ画書結ヒ始タル也。文殊ノ無明指トモ云ヘリ。

### 【一月返状】

1 改年之吉慶

(原本に引用省略の符号有り)、改年ト云事アラタマル詞也。又アラタマ、(「古活字版」は「ノ」年

ト云ヘリ。年ト云ントテアラ玉トツヅクル也。枕詞ナリ。年々終々改ル事ヲ本トスルガ故ナリ。新春明春ナド



ノ類ナリ。

2 自他嘉幸トハ、我人祝言スルニ依也。

3 青陽ト云事、正月ノ異名ナリ。春八東ヨリ来ル物ナリ。東八色青シ。陽ノ方也。爰ヲ以テ青陽ト続ケタル也。

4 遊宴トハ、遊ヒ戯ル、事ナリ。

5 堅凍ト云事、カタキ氷ナリ。冬ノ氷トチ寒来レハカタシ。又立春ヨリ陽氣ヲ受テ解ルナリ。氷解ケヌレバ頓テ

露立ト云ヘリ。春ノ心ヲ長閑ク云ントテ、カクハ云ヒツゞクルナリ。

6 不慮トハ、ヨモハザル外ノコト歟。

7 百手ト云ハ、都ニ五尺八寸ニ的ヲコシラヘテ遠サヲ卅三枝ニ延テ、アツチヲ私事平地也。諸侍裏打ニ縛リ袴ヲ

著テ折烏帽子ニテ射レ之、三十三人立テ三十三度ツ、射ルナリ。五尺八寸ノ内ニ寸法ヲ指シテ一矢ツ、射ルヲ

達者ト云ナリ。正月六日ニ御前ニテ有也。的矢ハ白笹ニ白羽ヲ付也。

8 墓目ノ事、ヒキノ目ニ似タリト云リ。或説ニ八中比坂上ノ朝臣田村ノ五郎利成ト云シ人アリ。近江國ノ鈴鹿

山ニ立烏帽子ト云大化生ノ物有。女人ナリ。大神宮ヘ參詣スル者、都ニ上ル人ノ命ヲ取り財宝ヲ奪ル事狼藉ナ

リ。然ニ内裏ヘ捧ケ御贖ヒナンドヲ、スゞカ山ニテ取費シ不備。或時院ヨリ勅使ヲ以テ宣旨ヲ被レ下ケリ。

急キ田村ニ行テ、スゞカノ立烏帽子ヲ殺シテ參レトノ論言ヲ罷蒙リ、利成勅ヲ大事ノ事ニ思、急ギ彼山ヘヨリテ

上リ化女カ柄ヲ見ルニ不レ見。漸有テ見ハ一ノ池出現ス。其中二三ノ島頭レ出タリ。名ニ蓬萊宝文瀛州ト云也。

彼三ノ島ニ殿ヲ作り渡リ殿ヲ構テ此立烏帽子住也。彼所ヘ尋寄テミレバ船橋絶テナシ。通スヘキ便ナク、年月

ヲ経ニケリ。或時田村思案シ出シ、カノ墓目ニ矢作付テ其中ニ玉章ヲ書テ射遣シテミレバ、頓テ島ヨリモ射返

シケリ。如此スルノ度々也。然ニ彼タテエボシハ陸奥國ニ、キリハタ山ト云深山アリ。件ノ山ニアグロ王ト

云鬼アリ。此鬼トチギリヲコムル也。タテエボシ彼阿黒王ニ契ル事イブセクヤ思ケン。或時文ヲ書テ小鳥ニク  
 ハエサセ田村ガ前ニ落シケリ。利成怪ク思テ取上ミレバ我ハ是世ヲ守ル女房ナリ。我夫阿黒メヲ殺シ給ヘカ  
 シ。失テ後勅ニモ随ヒ御身ニモチギルベシト云ツカハシタリ。利成嬉ク思ヒ其後八油断シテンゲリ。彼鬼常ニ  
 島ノ内ニアルヲハ、カリ彼ヒキメニ書入テ契ヲ謂遣ハス事如レ此。或時タテエボシ阿黒王ヲ射ト云ツケアリ。  
 去八彼鈴鹿ノ御前ニ仁対玉ト云宝ヲ持ツ。彼珠ハコ、ニテ思フ事云含ツレバ、カシコニ行テ有タノマ、ニ云聞  
 スル明珠ナリ。彼玉ニシカク云含テ田村ガ方ヘ投ケレバ飛行テ、ノベテ曰ク、明日ノアケボノニ阿黒王コソ  
 島ノ面ニ出テ湖水ヲ詠ムベキ由也。能々子ライ寄テ射殺セト云リ。其音僅ニ小虫ノ鳴ニ似タリ。余ニ田村嬉ク  
 難レ有思ヒテ三度礼拝シテ此玉ヲ戴キ給フ也。其ヨリ人ニ忍ヒヤカナル事ヲ玉札ト云習ハシタリ。去八田村朝  
 疾ク池ノハタニヨリテミレバ案ノ如ク阿黒王ト思シキ鬼ガ頭ヲハアリ。眼多シ。其身ハ五色ノ形也。  
 彼立烏帽子ヲ脇ニ相副、其外多ノ采女ヲ引具シテ池ノ汀ニ歩出テ湖水ヲ臨ミケル時、件ノ角ノ弓ニ神通ノ鐺矢  
 ツガヒ矢ツホヲ指テ兵ト放ツ。此矢強行テ阿黒ガ肝ノ程ヲアヤマタズ筈深ニ射徹シケリ。其マ、鈴鹿ノ池ヲ  
 飛越テ彼田村ヲ属テ吾栖ヘ入テ夫婦ノ語ヒヲナスト云々。其後大神宮ヘ人参リ内裏ヘ毛捧物無レ恙有シナリ。  
 鈴鹿ヲ語ヒヨセントテ田村ガ巧ミ出シタル矢ナリ。去八利成立烏帽子ヲ妻トせん故ニ此矢ヲ引妻ト云本説也。  
 当時又暮目ト云事ヒキノ目ハ夜光物也。夜物ヲ見ル物ナリ。故ニ夜ル化生ノ物ヲ射ルトテ暮目ト云ナリ。昔ノ  
 鬼ノ眼也。鬼ノ眼ヲ射ルト云心ナリ。天竺ニ黒塚山ト云山アリ。此山ニ八田鬼ト云鬼アリ。彼鬼里ヘ出テ夜  
 ナ夜ナ人ヲ捕ル事数十人ナリ。其山ノ麓ニ江南ト云潭アリ。此淵ニ旧室妻ト云ヒキアリ。太クタクマシキ事大  
 象ヲ見ルガ如シ。カレガ眼光ル事日月ノ光ル如シ。或時ヲカミアツテ件ノ鬼ノ通ル処ヲニラミケレバ眼ノ光ニ  
 恐テ消失ニケリ。暮目ト云リ。

9 一種一瓶者衆中ノ課役賭引出物一種一瓶ノ事、一種八樽一ツツ。一瓶八花一枝ナリ。賭八積物ナリ。衆中ノ芸ニ依テウル所ナリ。引出物八是又亭主ノ課歟。

10 万ト云ハ、一ツニツカラ十ヲ迄謂ハン為也。

11 面謁トハ、面ヲツクシテ、子ンゴロニ云フ事ナリ。

#### 寛永八年版（古活字版）の特色

「寛永八年版」の注の特色は、それは取りも直さず「古活字版」の注の特色と言つことになるが、「真名抄」及び「私記」と対照した結果、1 真名抄との直接の影響関係は指摘しがたいが、「私記」との影響関係は明らかである、2 独自の説話を挿入している、3 書状の書式学習には関心が無いなどが挙げられる。次に具体的に見てきたい。

#### 1 「私記」との影響関係

往状の2は「貴方に向かつて祝つ」ことの注である。「私記」の注は次のようなものである。

（私記）向貴方トハ二説也。一我先親方タル人云也。一義八其年遊年方ヨリ歳徳来給ヘハ其方向貴方ニ云義有。夫歳徳

神盤古大王乙姫、本地文殊ト申。名ヲハ待達神ト云。彼神、遊給方ナレ向万祈誠ヲ申間、向貴方先祝申候ト云々。

「寛永八年版」の注に「年徳」、「盤古大王」、「乙姫」、「本地文殊師利菩薩」など「私記」との共通項があり、「私記」の「名ヲハ待達神ト云。彼神、遊給方ナレ向万祈誠ヲ申間、向貴方先祝申候ト云々」と「寛永八年版」の「名ヲハ待達神ト申奉ル。彼神ノ遊ヒ玉フ方也。彼方ニハ正月ニハ疾ク向テ一切ノ祈誠ヲスル也。去程向貴方ニトハ云。」は、ほぼ同文である。

往状の9は「小串の会」、11は「円物」の注である。それらに対する「私記」の注は次のようにあり、説明が不要なほど両注は似ている。

(私記) 小串会八大弓、武士毛射也。紙ヲ四ツ疊テ六寸串拵。遠近家々二定也。

(私記) 円物ト八的如レ鞠。上一尺二寸、中九寸、下七寸也。 (二言) 偏に「丈」アツチヲ築也。去近物円物ヲ

ケト力是程也。(以下省略)

「私記」の「円物」の注は、右に紹介した注の後に更に図入りで続くが「寛永八年版」にそれらは見えない。

また、往状5の「朔日」の注は、「私記」の注を取捨選択し、また、他のものを参照したことを窺わせる。「私記」の注は次のようなものである。分かりやすく改行し、一部省略して紹介する。

(私記) 子日之遊ト八撰政関白公卿各正月初子年中風雨霜雪ヲカサレ又様トテ東出、三尺松根引七本合、玉箒トテ五色糸テ結座掃身摩。意如レ松万歳齡可保也。

(中略) 菅丞相の漢詩の引用、子の日に泰山府君を祭る謂われ、そしてこの日公卿が詩歌管弦の遊びをする等々の注が続く。

又正月一日羊日、二日鹿日、三日鶏日、四日猪日、五日牛日、六日馬日、七日仁日トテ七日間畜類来毎日ツ、カナク祭事、賢王御代有也。七日八成人始日ナレ八仁日云。五節供第一トスル。

此日糝キトテ七草集候草互支度君供御有ト承。其歌芹、ナツナ、五刑、田平子、仏座、ハコへ、ス、シ口是七草読。

或説昔天竺大曇天王云大外道有。仏法妨間、加璃帝王、此外道殺肉遷丹云薬ヲ練、此服スル万民若婦、病有者即治、国土大平シ福寿増長成故三國渡学是七種糝スル八今世万民延命ナラン故也。返々可祝子細

也。

実は「私記」のこの注は、「寛永八年版」の5「被<sup>サル</sup>驅<sup>カリ</sup>催<sup>モリ</sup>人々子曰遊<sup>ニ</sup>之間八」にある「子曰」のものであり、「私記」は「子曰」と立項して施注している。「寛永八年版」は、「私記」の注のうち、正月一日より七日までの異名の部分と天竺の大曇王の部分とを紹介している。しかし、「寛永八年版」の大曇王の話にある「肉邊丹」は「私記」では「肉邊丹」である。また、「正月一日より七日までの異名が両書では異なる。「寛永八年版」の異名は「真名抄」と一致する。「真名抄」の異名の注は次のとおりである。

(真名抄) 又自<sup>ニ</sup>正月一日七日<sup>ヲ</sup>日定也。鶏・狗・猪・羊・牛・馬・人。八日曰<sup>ニ</sup>穀日、見<sup>ニ</sup>荊楚記。或書<sup>ニ</sup>云、  
七日<sup>ヲ</sup>人曰<sup>ト</sup>云<sup>ハ</sup>五節<sup>ノ</sup>初也。即為<sup>ニ</sup>若菜<sup>ノ</sup>節。此日以<sup>ニ</sup>七種<sup>ノ</sup>菜<sup>ヲ</sup>作<sup>レ</sup>羹食<sup>之</sup>。則人无<sup>ニ</sup>病患<sup>ニ</sup>也。

ここに「真名抄」との関わりを窺わせるものが出て来たけれどもこれだけでは典拠が「真名抄」であるということとはできない。「私記」や「真名抄」以外に参照した書が存在したと推測する。

往状10の「草鹿」についての注は他に参照した書が存在したことを示しているよう。「草鹿」についての「私記」の注は次のようなものである。

(私記) 草鹿ハワラ茅ナトニテ生物<sup>ノ</sup>形作<sup>ル</sup>足ナシ。頭<sup>カシラ</sup>ヲアツチヘ向ケ尻<sup>コシ</sup>射<sup>ヤ</sup>手<sup>テ</sup>方スル。此草鹿ハ頼朝富士<sup>ノ</sup>卷<sup>ヲ</sup>狩<sup>リ</sup>稽古<sup>ト</sup>タメ故<sup>ニ</sup>草深<sup>ク</sup>而鹿<sup>ノ</sup>足<sup>ノ</sup>不見<sup>ル</sup>故<sup>ニ</sup>、トウト頭<sup>カシラ</sup>計<sup>ル</sup>作<sup>ル</sup>也。又歌道二八是芥<sup>カイ</sup>鷄<sup>ケイ</sup>ヲタ、カワシト云ヘリ。公家二八君<sup>ノ</sup>達<sup>ノ</sup>態ト云々。

右の「茅ナトニテ生物ノ形ヲ作り」とあるところを「寛永八年版」は、「木ニテ作ル鹿」、「鷄ノ形ヲ作テ雉ノ羽山鳥ノ引尾ナト」と説明が異なる上に具体的であり、次の頼朝に関わる話は省略して芥鷄を紹介する。

見てきたとおり「寛永八年版」には「私記」の注とほぼ同文のものも、取捨選択したものもある。「私記」と

の影響関係を示す箇所は他にも存在するが紹介は省略する。「寛永八年版」それは「古活字版」についてのことになるが、「真名抄」ではなく「私記」との影響関係が認められるのは、共に漢字片仮名交じり文で綴られていることから当然であるのかも知れない。その参照したであろう「私記」は、今回使用した天理図書館蔵本の方であつて東京大学史料編纂所蔵本（注7参照）の方ではないと考えるが、参照本の注を修正して取り入れたことも考えられ、また、第三の伝本であつたかも知れず、参照本の特定については現段階での断定は控えたい。

2 独自の説話

「寛永八年版」の独自の説話としては返状8の「暮目」の項にある坂上の朝臣田村の五郎利成の話が一番目に付く。ところで「暮目」にはもう一つ天竺黒景山の八田鬼の話が紹介されている。この八田鬼の話は「私記」にも次のようにある。

（私記）暮目ト八天竺黒景山云山八田鬼ト云鬼有。里出、夜々人取。彼鬼通路江南云灣。是旧齒萎ト云暮有。太サ八大象如。其鳴声眼光事日光如。波ヲチテ鬼神其後不通故夫学桐ナトテ長一尺二寸、マハリ八寸計作。内裏ナトニテ犬ヲ遊ス矢ナレハ祈禱試也。

右の「私記」の注には最後に暮目という矢の説明があるけれども「寛永八年版」にはこの部分が無い。「寛永八年版」の執筆者は八田鬼の話のおもしろさに惹かれて紹介したのであろう。しかし、「寛永八年版」がこの話よりも利成の話を紹介することに意を注いだことは、その分量からも察せられる。執筆者が説話に関心を寄せていたことが窺われる中で、取り入れていない話も「私記」には存在する。往状8「笠懸」については頼朝の話、返状1「目出度」については天の岩戸の話、返状7「百手」については蚩尤の話などがあり、また、話と言つほどではないものの菅丞相、楊貴妃、頼朝などがの名が登場する由来の説明がある。しかし、それらは全く取り入れ

られていない。先に述べたように取り入れなかったのか参照本の違いかは未詳である。

### 3 書札礼に関心が無い

『庭訓往来』は、実生活上の書状の形式で構成されていることから明らかなように、文面にちりばめられた語彙を学ぶと共に書札礼を学習する手本の役割もあった。故に「真名抄」に於いても「私記」に於いても書状の後付け部分の注は詳細である。往状の「私記」の注を紹介する。

(私記) 我ヨリ上人ニ八表書先、謹上候人ト書、我ヨリ下人ニ恐々謹言、我ヨリ上人ニ八正月通ヨリ一字上書、  
 同輩ニ八正月双書、下人ニ八正月ヨリ一字下書也。判ト名ヲハ貴方ヘハ右、卑方ヘハ左、同輩ヘハ墨黒真書  
 上カリ也。姓上官ヲ書京函意也。此文一部始終官授領氏計也。名乗ハ不書ト云々。

「真名抄」は更に詳細で、差出人の「藤原」の姓の起りまで説明し、また、「例えば」として差出人や宛所に人物名を挙げて説明に及んでいる。「寛永八年版」にはそれらの注が全く存在しない。『庭訓往来』の本文を掲げた箇所では書状の差出人名、日付、宛所は実際の書状の如き位置関係を保って記してあるにも関わらず、それらに対する注が存在しないことは、執筆者が書札礼の注に関心が無かったということであろう。

### おわりに

今回は、一月の往状・返状のみの調査であったが、

- ・「私記」との影響関係が認められる、
- ・「真名抄」や「私記」に存在しない独自の説話が存在する、

・書札礼に関心が無い、

等の点が明らかとなった。このような特色が「寛永八年版」全体について見られるのか、全体像は次稿で明らかにしたい。また、今回は執筆者を特定するには至らなかった。全体像を明らかにした上で考えたい。更に「私記」との影響関係は明らかになっただけれども、「寛永八年版」すなわち「古活字版」の注釈の文章により近いものは存在しないのか、今回参照しなかった東京大学史料編纂所蔵本も含めたより正確な調査も課題である。更に慎重に判断しなければならぬことは、「私記」の注が「古活字版」(「寛永八年版」へと流れたのかと言っ点である。「古活字版」の注は出版される以前に成立していたであろうから、「私記」と「古活字版」の成立の前後関係を見極めねばならない。「真名抄」との関係については、今回の調査では明らかにはその影響関係を認めるに至らなかったが「寛永八年版」(古活字版)全体を見渡した場合どのような結果になるのかについても次稿の課題とする。<sup>8)</sup>

注

- (1) 「嚆矢的立場」は『教科書大系往来編第3巻古往来』(二)『(石川謙氏編、講談社、一九六八年。参照本は一九七八年第三刷)一四二頁「第二二表 註本系刊行の情勢」に挙げられた「庭訓往来註(当表では「庭訓往来抄」の書名)の掲出位置から明らかである」。
- (2) 吉井始子氏「庭訓往来の研究(その一) 注釈本系版本について」(『東京家政学院大学紀要』第4号、一九六四年二月)二〇頁。
- (3) 注2文献四〇頁「附記」。
- (4) 注2文献二二頁。なお、渡辺守邦氏・柳沢昌紀氏「敦賀屋久兵衛の出版活動」(『江戸文学』第一六号、一九九六年一月)に紹介された敦賀屋久兵衛の「刊記」に依れば本書の「木記」は「C」に相当する。



(5) 奥野彦六氏『江戸時代の古版本』(東洋堂、一九四四年)一八一頁。氏は、寛永八年版の諸本の一つとして「庭訓往来抄」を挙げ、「この本は無刊記なるも整版で元和版と推定されるものが出版されてゐる。刊記あるものではこれが最古版のやうである。」と注記。川瀬一馬氏が「庭訓往来の假名抄について 古往来の研究(その三) (青山学院女子短期大学紀要) 第四輯、一九六〇年一月)の中で「真名抄」、「古活字版」、「寛永八年版」について見解を述べている。

(6) 二〇一一年に加藤愼一郎氏(秋田市在住)より「玄恵は男鹿の人」という伝承があるとの情報をいただいたことをここに紹介する。加藤氏著『羽州金沢古栞の人伊藤直純』(イズミヤ出版、二〇一〇年)に記述。

(7) 今回使用の二本について簡単に紹介する。

東洋文庫蔵『庭訓之鈔』(外題)

これまでに確認した十数本の伝本間の異同は、今回、「寛永八年版」の注との比較に際して問題となるほどのものではないので、東洋文庫蔵の『庭訓之鈔』(外題)を使用する。この伝本を用いるのは、真名抄の伝本に於いては珍しく奥に当本の書写者あるいは所持者と推測される人物の署名があり、巻首には持主の識語があるのに因る。尾題「庭訓往来終」の行末に「頼胤(花押)」とある。本文同筆と思われる。その左に「随意也子知足齋/徳本(花押)」。裏表紙見返に「永松くれ候」、中央にメモ書き風に「是迄十三章」、左に「永松」と同筆で「主随意(以下「也子知足齋」カ)」。随意也子知足齋徳本とは永田徳本のこと、随意也子知足齋はその号である。徳本は医学を修め諸国を歴訪していたが、甲斐に止まることが多かったために甲斐の徳本と称されたという。大永、享禄の間武田氏に寄居、徳川二代將軍秀忠病気の折には薬を献じた。寛永七年(一六三〇)二月四日没、百十八歳。徳本が「太平記」を読み、また、道春(林羅山)に「庭訓」と「太平記」とを無点にて教えたと伝える(加美宏氏「太平記享受史の研究」桜楓社一九八五年)。伝記、業績については碧南市藤井達吉現代美術館に於ける「歴史系企画展」の展覧会図録「碧南の医人展 医聖徳本・近藤坦平一族を中心に」(二〇一七年)がある。この展覧会で展示された「徳本賛神農画像」は原本の写しではあったが、花押の形状・筆順が「庭訓之鈔」のもの一致する。薄紙を貼り付けた改装表紙の中央に「庭訓之鈔」と墨書し、その下方に「徳本(花押)」

とあり、右上方にも小書きで「庭訓之鈔」、小口寄りに「宗識之」と墨書。一枚目喉寄りに「持主宗識之」と墨書。宗識については未詳ながら一つだけ手がかりがある。京都大学附属図書館蔵『古今和歌集註口伝抄』の奥に「永正丙子年五月日 宗識書之」とあり、この署名の筆跡と一致する。宗識の生没年は不明ながら、永正丙子年（永正十三年・一五一六）に『古今和歌集註口伝抄』を書写した宗識が本書を所持し、後に徳本が手に入れたということであるうが。

天理図書館蔵『庭訓私記』天正十年（一五八二）写

本文に紹介したとおりである（二三、古注の紹介参照）。天理図書館蔵本の奥書は次の如くである。

（奥書）

江州弥高寺悉地院此本有ト云々

右此本天正十年仲春写置申候、悪筆至極之条後覽之

嘲御恥ケ敷候へ共、子之曰、以壺之弊不損其之金、以書之拙不

廢其儀ト云、任先言如此候

持主関東相模国三浦之住人盛教坊

なお、東京大学史料編纂所蔵『庭訓往来私記』の奥書を参考までに紹介する。

慶長三年正月日 於江州 惣持寺客坊書写了ノ日引曾井之僧 深覚

右奥書とは別に「観音寺 浄光院什物」の墨書がある。

(8) 鈴木棠三氏は「寛永八年版」の注釈の特色として読者の興味を惹くための工夫を挙げ、また、「慶長見聞録」に共通の説話が見られると述べている（本文「二、異版について」の節に挙げた鈴木氏解題書参照）。影響関係については当時の注釈世界にも広く目を配らねばならないであろう。この方面の参考には鈴木元氏「中世和歌の一環境」（鈴木淳氏・柏木由夫氏編『和歌 解釈のパラダイム』笠間書院、一九九八年）、同氏「江戸初期の学芸とお伽草子『塵滴問答』、注釈をめぐって」（徳田和夫氏編『お伽草子 百花繚乱』笠間書院、二〇〇八年）がある。なお、小稿が取り上げた古注との影

響関係についての先行研究として小助川元太氏の『『庭訓私記』の注釈説話（『説話・伝承学』第七号、一九九九年四月）があり、既に『寛永八年版』と『私記』との影響関係が指摘されていることを特記し、他氏の研究文献紹介は割愛する。

付記

長谷川端先生（中京大学名誉教授）には、貴重な書籍の御恵与のみならず成稿についても御教示を賜り深く感謝申し上げます。また、東京家政学院大学図書館には貴重書の閲覧を御許可戴き、また、閲覧に際しお世話になり御礼申し上げます。